

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			経済局新産業創造課 担当者名 石塚 清香 電 話 671-3487

## 設 計 書

1 委 託 名 横浜市イノベーション人材交流促進事業業務委託

2 履 行 場 所 委託先企業内及び経済局新産業創造課 等

3 履行期間 期間 契約決定した日から令和4年3月31日まで  
又は期限 期限 \_\_\_\_\_

4 契約区分  確定契約  概算契約 \_\_\_\_\_

5 その他特約事項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 \_\_\_\_\_ )

7 委 託 概 要

成長ステージによって様々なスキルやリソースを必要とする横浜市内スタートアップ、新規事業や事業拡大を考える横浜市内中小企業と副業・兼業によって保有する高度なスキルを活かす場を求める人材（以下、副業・兼業人材という。）とのマッチングを行います。  
これにより、横浜市内のスタートアップ・中小企業が副業・兼業人材の知見を得て事業を成長促進させることを目的とします。  
合わせて、多様な人材が組織を超えてネットワークを広げ、新たなイノベーションを創出していく「イノベーション都市・横浜（YOXO）」の実現を目指すものです。

8 部 分 払

する ( 回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	支払予定月	数 量	単 位	金 額
計				

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____ . -
内 訳 業 務 価 格	¥ _____ . -
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____ . -

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
<b>(1) 事業費</b>						
相談対応及びマッチング事例の創出		1	式			
周知促進のための広報費		3	回			
<b>(2) 一般管理費</b>						
一般管理費		1	式			
計						
消費税及び地方消費税額		10	%			
合計						

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

横浜市イノベーション人材交流促進事業業務委託

### 2 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### 3 事業の目的

成長ステージによって様々なスキルやリソースを必要とする横浜市内スタートアップ、新規事業や事業拡大を考える横浜市内中小企業と副業・兼業によって保有する高度なスキルを活かす場を求める人材（以下、副業・兼業人材という。）とのマッチングを行います。

これにより、横浜市内のスタートアップ・中小企業が副業・兼業人材の知見を得て事業を成長促進させることを目的とします。

合わせて、多様な人材が組織を超えてネットワークを広げ、新たなイノベーションを創出していく「イノベーション都市・横浜（YOXO）」の実現を目指すものです。

※本事業は、平成31年2月4日の東京圏国家戦略特別区域会議において本市が提案し、区域計画に盛り込まれた国家戦略特区メニュー「イノベーション人材交流促進センター」を活用して実施するものです。

#### 【参考：イノベーション都市・横浜（YOXO）】

横浜市は、平成31年1月に、新たなイノベーションを横浜から創出していく、「イノベーション都市・横浜」を宣言しました。これまでに、みなとみらい地区の研究開発拠点をはじめ、様々な民間企業や、大学等によりイノベーション人材の交流機会が形成されています。今後、この取組を更に大きなムーブメントとしていくため、「イノベーション都市・横浜」の象徴となるロゴマークYOXO（よくぞ）を決定しました。ロゴマークをシンボルとして、新たなビジネスを生み出す環境を作ります。

### 4 業務内容

#### (1) 支援：相談対応及びマッチング事例の創出

##### ①相談対応：通年受付

副業・兼業に関する相談対応を行う。対象は、副業・兼業人材の公募を考える横浜市内のスタートアップ・中小企業、人材を送り出したいと思う企業、横浜市内のスタートアップ・中小企業において副業・兼業を行いたいと考える人材からの相談とする。

##### ②副業・兼業人材のマッチング事例創出 目標数：10事例程度

###### ア 対象

副業・兼業人材の力を借りてプロジェクト推進を行いたいと考える横浜市内のスタートアップ

プ・中小企業（以下、「受入企業」という。）

#### イ 流れ

- ・ 受入企業から副業・兼業人材活用のニーズがあった場合に、募集を行うプロジェクトや目的、必要なスキルなどの情報をニーズシートに取りまとめる。
- ・ ニーズシートを横浜市イノベーション人材交流促進公式パートナー（以下「公式パートナー」という。）と共有し、公募を行う媒体の調整などを行う。（受託者が保有する公募媒体の利用も可とする。）
- ・ 公式パートナーと連携し、必要に応じて面談支援を行うなど、副業・兼業人材のマッチングがスムーズに行われるように支援する。

#### ウ その他

- ・ 受入企業のニーズに沿ったスキルを持つ副業・兼業人材とのマッチングが行えるように、受入企業のニーズをヒアリングしたり、課題に基づく人材活用ビジョンや職務記述書（ジョブディスクリプション）の作成支援を行う。また、人材の公募にあたりマッチングにつながるようにサポート（募集・面談など）も実施すること。
- ・ 事例については公式パートナーによってマッチングした事例も当事業に通算すること。
- ・ YOXO BOXの事業（YOXOアクセラレータープログラムなど）から起業したスタートアップが本事業による副業・兼業人材の受入れを希望する場合は、優先的に対応すること。
- ・ 公式パートナーを活用した人材募集を行う際の経費については、受入企業の負担とする。

### (2) 発信：周知促進 **目標：記事掲載3回**

本事業の周知を促すため、副業・兼業人材及び副業・兼業人材の受入れを希望する企業にリーチ可能なWEBメディアを選定して記事掲載を行う。

発信内容は、

- ・ 人材公募のお知らせ
- ・ 過年度に本事業において公募を行い、副業・兼業人材の活用を行った企業の事例
- ・ その他、本事業の周知促進に資するものとする。

拡散については、本事業のWEBサイトおよびSNSと連携して行う。

（参考）本事業のWEBサイト及びSNS（運用については横浜市が実施）

WEBサイト	<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/jisedai/yoxo_jinzai.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/jisedai/yoxo_jinzai.html</a>
SNS	<a href="https://www.facebook.com/yoxojinzai/">https://www.facebook.com/yoxojinzai/</a>

### (3) 公式パートナーと連携した事業運用

公募案件が出た場合、公式パートナーと情報共有を行い、公募希望企業のニーズに応じて公式パートナーのサービスを活用したマッチングを行う。

新規に公式パートナー認定を希望する企業からの申し出があった場合、横浜市と連携して認定作

業を行う。

※横浜市イノベーション人材交流促進公式パートナーとは

雇用契約を前提としない人材のマッチングビジネスを行っている事業者や、副業・兼業制度の取組について啓発を行っている団体（現在10者が登録）

参考：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/jisedai/yoxojinzai.html#partner2>

#### (4) その他

ア 事業計画書の作成 電子データ 1式

契約締結後15日以内に、委託契約期間の事業計画書を作成し、提出すること。

イ 月次報告書の作成（A4版1～2枚程度）

受託者は、翌月10日（ただし3月分については3月31日）までに毎月の進捗状況を取りまとめた月次報告書を作成し、委託者へ提出すること。なお、項目については、委託者と協議の上決定すること。

ウ 定例ミーティングの開催（月1回程度）

委託者との定例ミーティングを開催し、議題の整理、日程調整、会場確保、資料準備等の会議運営事務及び議事録の作成等を行う。

エ 事業報告書の作成 電子データ 1式

受託者は、年間の事業成果を取りまとめた事業報告書を作成し、事業終了後10日以内に委託者へ提出すること。なお、項目については、委託者と協議の上決定すること。

オ 前項に定めるもののほか、委託者が必要と認める場合には、運営業務の状況報告等の求めに応じること。

### 5 実施体制等

- (1) 相談については、週5日以上1日8時間を基本時間として相談対応が行える体制を作ること。（祝日及び12月29日から1月3日を除く）なお、相談対応にかかる受付は、電話及びeメールまたはWEBの申請フォームにより行うこととする。
- (2) 相談とマッチングにあたっては、副業・兼業に関わる法令や社会情勢などについての知見やスキルを有する人材を配置し、相談ニーズに対して速やかに対応が取れるようにすること。
- (3) 事業実施にあたり、分野・領域に特化した専門的知見が必要な場合には、専門的機関や有識者（外部可）の支援を仰ぐこと。
- (4) 打合せ等の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、その時点での緊急事態宣言発令状況などを考慮して、原則はオンラインでの対応とすること。その際に使用するツールについては受託者側で用意すること。

### 6 本市施策との連携

以下の取組みとは積極的な連携を行うこととする。

- (1) 横浜市ベンチャー企業成長支援拠点「YOXO BOX（よくぞボックス）」
- (2) YOXOコンソーシアム（仮称）

- (3) 公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）
- (4) その他、横浜市経済局関連事業

## 7 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、業務実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用し、他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、以下2点を遵守する。
  - ア 横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、電子計算機等処理による情報の取り扱いについては、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守する。
  - イ 委託者より提供される「個人情報保護研修」資料に基づき、関係者の研修を実施する。
- (3) 受託者は、受入企業等へヒアリング等を行う場合に、相手方から秘密保持契約等を求められた場合は、必要に応じて契約を締結することとする。

## 8 その他

- (1) 当委託業務は、横浜市契約規則によるほか、本仕様書に基づき施行すること。なお、本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上決定する。
- (2) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知の上、作業に着手し効率的な進行に努めなければならない。
- (4) 受託者は、詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務における計算の根拠、資料等を全て明確にしておかなければならない。
- (6) 本委託業務において委託の成果物が著作物に該当する場合は、委託契約約款第5条に従って委託者に著作権の譲渡等を行うこと。
- (7) 受託者は、委託者の指導のもと、本委託業務に係る実施計画、実績報告等を発注者に提出・報告し、協議、調整を行うこと。
- (8) 飲食費、体験費など、本事業の参加者個人に対する給付経費について、委託費を充当してはならない。
- (9) 本事業の実施の際には、年齢や性別、国籍、身体的特徴などにかかわらず、全ての人が関わられるように配慮すること。設備等での対応が困難な場合は、合理的な範囲で対応を行うこと。
- (10) 受託者は、本事業に伴う廃棄物の発生を削減するよう配慮するとともに、環境法令を順守し本委託業務を実施すること。
- (11) 全ての関係書類は、本委託業務終了後5年間保存すること。また、本委託業務終了後5年以内に、本市・他の行政機関等が行う会計検査等の実施があった際には証拠書類の提出や調査に協力すること。
- (12) 本事業の一部を受託者以外の者に委託する場合には、書面により委託者の承諾を得ること。